

## 重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）概要

|       |   |
|-------|---|
| 事業者名称 | 相沢訪問看護ステーション株式会社  |
| 所在地   | 246-0013 神奈川県横浜市瀬谷区相沢 4-10-36                               |
| 代表者名  | 代表取締役 石河 幾久雄  |
| 電話番号  | 電話 045-442-5207 FAX 045-304-3725                            |
| URL   | <a href="https://aizawa-hks.com">https://aizawa-hks.com</a> |

### 2. 事業所概要

|       |   |
|-------|---|
| 事業所名称 | あいざわ訪問看護リハビリステーション  |
| 指定番号  | 1 4 6 3 4 9 0 1 6 6   |
| 所在地   | 246-0013 神奈川県横浜市瀬谷区相沢 4-10-36 ハーベスト 1F                      |
| 電話番号  | 電話 045-442-5207 FAX 045-304-3725                            |
| URL   | <a href="https://aizawa-hks.com">https://aizawa-hks.com</a> |

### 3. 事業の目的と運営方針

#### 事業の目的

##### 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

##### 運営の方針

- (1) あいざわ訪問看護リハビリステーション（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 本事業所は、必要ときに必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

4. 本事業所の職員体制

| 職種       | 常勤 | 非常勤 | 職種      | 常勤 | 非常勤 |
|----------|----|-----|---------|----|-----|
| 管理者（看護師） | 1  |     | 理学療法士   | 3  |     |
| 看護師      | 9  | 1   | 作業療法士   | 2  |     |
| 保健師      | 0  | 0   | 介護支援専門員 | 3  | 1   |
|          |    |     | 事務担当職員  | 2  | 3   |

5. 営業時間

|          |   |
|----------|---|
| 営業日・営業時間 | 月曜日～金曜日（国民の祝日、12月30日～1月3日）を除く<br>午前9時から午後6時 |
|----------|---|

6. 営業地域

|       |  |
|-------|--|
| 通常の地域 | 横浜市内の瀬谷区、旭区笹野台、今宿町、金が谷、南希望が丘、東希望が丘、中希望が丘、善部町、今宿、今宿西町、今宿南町、今宿東町、本村町、中沢、中尾、さちが丘、柏町、大池町、万騎が原、二俣川、南本宿町、本宿町、四季美台、今川町、鶴ヶ峰、鶴ヶ峰本町、上白根町、中白根町、大和市深見、深見西、深見東、深見台、大和東、大和南の区域とする。 |
|-------|--|

7. 利用料

○利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者はあいざわ訪問看護リハビリステーション（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

毎月、10日を過ぎてから前月分の請求書をお渡しいたします。

（1） 利用者の指定の口座から、お引き落としの場合

利用料は、1カ月単位とし、当該月の利用料は翌月26日に利用者が指定する口座からお引き落としします。（お引き落とし日が土、日、休日の場合はその直後の平日）

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

|                  |        |
|------------------|--------|
| ご連絡を頂く時間（24時間対応） | キャンセル料 |
| 前日までにご連絡をいただいた場合 | 不要です   |
| 利用予定日の当日         | 2300円  |

※但し、ご利用者様の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

#### 8. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、別紙「医療関係機関連絡表（訪問看護）」に基づき各所へ連絡いたします。

#### 9. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 10. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害時発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。

#### 11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

#### 12. 高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護、虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成等適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

### 13. 研修

事業所は、社会的使命を十分認識し職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設けることとし、また業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
2. 年1回以上

### 14. 苦情申し立て窓口

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| あいざわ訪問看護リハビリステーション<br>担当者 千葉 志津子 | 所在地 横浜市瀬谷区相沢 4-10-36<br>ハーベスト1F<br>電話 045-442-5207<br>F A X 045-304-3725<br>受付時間 午前9時～午後6時まで                        |
| 瀬谷区 高齢・障害支援課                     | 所在地 横浜市瀬谷区 190番地<br>電話 045-367-5714 (ハートページ掲載)<br>F A X 045-364-2346  |
| 旭区 高齢・障害支援課<br>(介護保険担当)          | 所在地 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12<br>別館1階<br>電話 045-954-6061<br>F A X 045-955-2675  |
| 横浜市福祉調整委員会事務局<br>(横浜市健康福祉局相談調整課) | 所在地 横浜市中区本町 6-50-10<br>電話 045-671-4045<br>F A X 045-681-5457<br>対応時間 8:45～17:15 (12:00～13:00は除く)<br>土・日・祝祭日・年末年始を除く |
| 横浜市<br>はまふくコール                   | 電話 045-263-8084<br>対応時間 9:00～17:00<br>土・日・祝祭日・12月29日から<br>1月3日は除く   |
| 大和市介護保険課                         | 所在地 大和市下鶴間 1-1-1<br>電話 046-260-5170   |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険課 介護苦情係       | 所在地 横浜市西区楠木町 27-1<br>電話 045-329-3447 (直通)<br>対応時間 8:30～17:15<br>土・日・祝祭日・年末年始を除く                                     |

\*各市役所・区役所の対応時間は開庁時間内